

# 被扶養者認定取扱基準

DM 三井製糖グループ健康保険組合

## 22.被扶養者認定取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、DM三井製糖グループ健康保険組合(以下「組合」という。)における被扶養者の審査・認定(以下「認定」という。)を健康保険法に則り、適正且つ公平に行うための取扱基準を定める。

(認定の原則)

第2条 被扶養者の認定は、関係法令・通達に基づき次の各号を総合的に審査し、決定するものである。

- (1)健康保険法第3条第7項に定められた「被扶養者の範囲」
- (2)被扶養者として届出た者(以下「認定対象者」という。)との生計維持の事実と扶養義務の程度、居住関係
- (3)被保険者と認定対象者の収入状況
- (4)認定対象者に至った経緯

(被扶養者の範囲)

第3条 被扶養者の範囲は、次の通りとする。(別表1)

- (1)被保険者によって主として生計が維持されている者
  - ①直系尊属(養父母を含む)
  - ②配偶者(婚姻届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の状態にあるものを含む。以下「内縁」という。)
  - ③子(養子を含む)
  - ④孫
  - ⑤兄弟姉妹
- (2)被保険者と同居及び家計を共にし、被保険者によって主として生計が維持されている者
  - ①被保険者の三親等内の血族又はその配偶者
  - ②配偶者の三親等内の血族
  - ③内縁である配偶者の父母及び子(内縁である配偶者の死後、引続き住居家計を同じくしているその父母及び子を含む)

(認定対象者の手続き)

第4条 被保険者が資格取得において認定対象者たる者を有する時は、認定対象者たる件に該当することを被扶養者(異動)届のほか組合が指定する書類(別表2)を、事業主を通じ5日以内に組合に提出しなければならない。その後、認定対象者たるべき者が新たに生じた時にも、同様の手続きをしなければならない。(健康保険法施行規則第38条/第50条)

(被扶養者認定の時期)

第5条 組合が認定対象者を被扶養者に認定する日は、次のいずれかによる。

- (1)被保険者が資格取得時に認定対象者たるべき者を有する時
  - ①被保険者資格取得後5日以内に被扶養者(異動)届を組合に提出した時は、内容に疑義がない限り原則として被保険者資格取得日とする。
  - ②被保険者資格取得後6日以上経過して被扶養者(異動)届を組合に提出した時は、内容に疑義が

ない限り原則として被扶養者(異動)届を組合が受理した日とする。

ただし、やむを得ない理由で届出が遅滞したと認められる場合は、被保険者資格取得の日に遡及させることができる。

(2)被保険者資格取得後、新たに認定対象者たるべき者が生じた時

①新たに認定対象となる事実が発生し、5日以内に被扶養者(異動)届を組合に提出した時は、内容に疑義がない限り原則として事実が発生した日とする。

月をまたいだ場合でも5日以内の提出であれば、事実が発生した日とする。

②新たに認定対象者となる事実が発生し、6日以上経過して被扶養者(異動)届を組合に提出した時は、内容に疑義がない限り原則として被扶養者(異動)届を組合が受理した日より以下の取扱いとする。  
ただし、やむを得ない理由で届出が遅滞したと認められる場合は、事実が発生した日に遡及させることができる。

・受理日が同月の場合・・・事実が発生した日を認定日とする。

・受理日が翌月以降の場合・・・受理月1日を認定日とする。

(3)認定対象者に関する添付書類の内容・不備等の確認に時間を要し、前項の(1)ないし(2)とすることが妥当でない場合は、原則として組合が認定した日とする。

(被扶養者認定の取消)

第6条 被保険者が事実に相違した書類を提出して、被扶養者の認定を受けたことが判明した時は、組合認定日に遡及してその認定を取消、既に支給した保険給付費等は被保険者より返還させるものとする。

(被扶養者削除の届出義務)

第7条 被扶養者の資格要件が消滅した場合は、被保険者はその事実が生じた日から5日以内に、所定の被扶養者(異動)届を、事業所を通じ組合に提出しなければならない。また、止むを得ない理由等で被扶養者(異動)届が遅滞した場合は、その資格認定を資格要件消滅の日まで遡及し取消、それ以降に支給した保険給付費等は被保険者より返還させるものとする。

(被扶養者の資格喪失の日)

第8条 組合が被扶養者の資格を喪失させる日は、原則として被扶養者の資格要件が消滅した日の翌日とする。

(扶養する者が複数の場合の認定対象者の取扱い)

第9条 被保険者と他の扶養能力のある者(以下「他の者」という。)が共同して扶養している認定対象者の取扱いは、先順位による扶養義務、収入の多寡、家族内の地位等によって家計の主体となる者を判定し、原則としてその者の被扶養者とする。

(1)他の者が、認定対象者の優先扶養義務者の場合、原則として他の者の被扶養者とする。

優先扶養義務者とは・・・

①母の場合は、その配偶者である「父」

②兄弟姉妹の場合は、親である「両親」

③祖父母の場合は、子である「両親」

(2)前項に関わらず、扶養の程度、同居の有無、収入の多寡などから判断して被保険者が他の者より生計の主体と認められる場合には、被保険者の被扶養者とする。

- (3) 夫婦共同扶養の場合には、被扶養者とすべき人数に関わらず原則として被保険者の年間収入(過去、現時点、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多いほうの被扶養者とする。ただし、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。(認定対象者の収入の範囲)

(認定対象者の収入の範囲)

第10条 収入とは、勤労所得の他農業所得、副業所得、利子配当所得、不動産賃貸所得、あるいは年金、恩給など恒常的収入の必要経費等控除前の額を合算したものをいう。

(1) 収入の範囲は次の通りとする。

- ① 勤労に伴う給与等の収入
  - ② 常態として継続性を有する農業、林業、自営業等の事業から生ずる収入
  - ③ 預金、有価証券等の利子収入
  - ④ 投資から生じる継続性を有する株式配当金等の収入
  - ⑤ 資産を運用して得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入
  - ⑥ 公的年金収入(老齢年金、障害年金、遺族年金、特例年金)
  - ⑦ 企業年金収入(確定給付企業年金、確定拠出年金、厚生年金基金、税制適格退職年金、中小企業退職者共済制度・特定退職金共済制度、自社年金)
  - ⑧ 雇用保険法による失業給付、健康保険法による傷病手当金、出産手当金並びに労働者災害補償保険法による休業補償給付
  - ⑨ 親族その他からの仕送り
  - ⑩ その他実質的に収入と認められるもの
- (2) 前項(1)②に関わる事業から生ずる収入の内、必要経費等控除される額は、事業を継続させるため欠かせない仕入原材料費等の必要最小経費とし、組合が認めた額とする。

(収入がある認定対象者の判定)

第11条 認定対象者に収入がある場合は被扶養者の認定は「主として被保険者により生計を維持されている」を条件とするが、其の判定の基準は次の通りとする。

- (1) 厚労省通達(昭和52年4月6日保発第9号、庁保発第9号)による。ただし、被保険者と住居及び家計を共にしない認定対象者が、年間収入(他の者からの収入を含む)と同額以上を被保険者からの援助に依存している場合には、被扶養者に認定する。
- (2) 認定対象者に配偶者がいる場合は生計一体の原則を適用し、それぞれの収入を合算して判定する。
- (3) ①雇用保険法による失業給付、健康保険法による傷病手当金、出産手当金並びに労働災害補償保険法による休業補償給付の受給期間は、原則として被扶養者としなない。ただし待期期間中は被扶養者に認定する。
  - ② 出産、傷病等の理由で受給期間の延長を認められた場合は、延長期限終了後の受給開始日より被扶養者から削除となるため被扶養者(異動)届の提出が必要である。
  - ③ 被扶養者認定申請理由が離職の場合は、退職証明書等退職を証明する添付書類が必要である。

(業務上の別居の取扱い)

第12条 認定対象者は、被保険者の転勤、出向等業務上の都合で、本来同居することが被扶養者認定の条件と

なっている被保険者と一時的に別居する場合、同一世帯とみなし被扶養者として取り扱う。

(被扶養者の資格確認)

第13条 認定後の被扶養者について、健康保険法施行規則第50条により毎年一定の期日を定め、被扶養者資格の検認を行う。再審査の結果、被扶養者認定の要件に適さないと判定した時は、直ちにその資格を取り消すものとする。

# 扶養者認定の手引き

## 1. 制度の目的

---

DM 三井製糖グループ健康保険組合では、健康保険法に基づき被保険者本人だけではなく、被扶養者を含む全加入者に対して保険給付を行います。本来対象とならない家族を被扶養者として認定することは、当健康保険組合において不要な保険給付を行うこととなり、結果財政の悪化を招きかねないため、健康保険法に基づき当健康保険組合の扶養認定基準を設定し厳正に判断し、健康保険制度の適正かつ効率的な運用を図ることとする。

## 2. 被扶養者の定義

---

健康保険法第3条第7項(被扶養者)

「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

1. 被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。)の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
2. 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
3. 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
4. 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

※「被保険者と同一の世帯に属する者」とは被保険者と住居及び家計を共同にする者をいう。従って同一戸籍内にあることまた、被保険者が世帯主であることを必ずしも必要としない。

※「被保険者により生計を維持する者」とはその生計の基礎を被保険者に置き、原則として被保険者以外より生計を維持されていない者をいう。

## 3. 被扶養者の範囲

---

(別表1) 図「被扶養者の範囲」参照

- ①被保険者と生計維持関係があれば、同居・別居を条件としない
- ②被保険者と生計維持関係があり、かつ、同居していることを条件とする
- ③75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の適用対象者となるため、被扶養者にはなれない

#### 4.被扶養者になるための条件

- ①主として被保険者によって生計を維持されていること
- ②三親等以内の親族で、同居・別居の条件を満たしていること
- ③収入がある場合、被保険者の収入の2分の1未満で、かつ、収入基準\*1を満たしていること
- ④被保険者には認定対象者を継続的に養う経済的扶養能力\*2があること

\*1.収入基準とは(昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号)

同居している場合	◆60歳未満の方	対象者の年間収入が130万円未満で、かつ、被保険者の収入の2分の1未満であること
	◇60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の方	対象者の年間収入が180万円未満で、かつ、被保険者の収入の2分の1未満であること
別居している場合	◆60歳未満の方	対象者の年間収入が130万円未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと
	◇60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の方	対象者の年間収入が180万円未満で、かつ、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと

#### 【注 意】

①年間収入とは、過去の収入のことではなく、被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間の見込み収入額のことをいいます。

※給与所得等の収入がある場合でも要件を満たす場合

◆60歳未満の方・・・月額収入108,333円以下、雇用保険等の受給者の場合②参照

◇60歳以上及び障害を持つ方等・・・月額収入149,999円以下、雇用保険等の受給者の場合②参照

②被扶養者の収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれますので、ご注意願います。雇用保険の待期期間中でも、収入要件を満たしている場合は被扶養者として認定することが可能です。

基本手当の受給日額が次の場合は、受給期間中も継続して被扶養者となれます。

◆60歳未満の方・・・3,612円/日未満 {130万円/(30日×12ヵ月)}

◇60歳以上及び障害を持つ方等・・・5,000円/日未満 {180万円/(30日×12ヵ月)}

※基本手当の受給日額が上限を超える場合は、受給期間中は扶養削除となります。受給終了が確認でき次第、再び扶養認定申請をお願いします。

③別居の場合の「仕送り」は、直近3か月以上の実績があり、「送金者名・受取人名・送金日・送金額」等がわかる振込明細表・預金通帳等・現金書留の控えのいずれかの写しが必要です。現金やキャッシュカードの手渡しや一括送金は認められません。

ただし、被保険者の転勤及び学生の進学等による別居の場合には、仕送りに関する証明は不要です。

※被保険者からの仕送り額より被扶養者の収入額が多い場合は、被保険者により生計を維持されているとはいえませんので、認定できません。

\*2.被保険者の経済的扶養能力とは

・被保険者の扶養能力判定の基礎となる被保険者の収入の範囲は、原則として事業主から被保険者に支給されている賃金・給与とします。

【「被保険者により生計を維持されている」と認められない事例】

- ・被保険者の標準報酬月額が、著しく低額の場合(当健保組合判断)は、配偶者、子以外を被扶養者と認定することはできません。
- ・別居している対象者に仕送りをしている場合、同じく標準報酬月額から仕送り額を減じた金額が著しく低額の場合(当健保組合判断)は、仕送りは無理であると判断し、被扶養者と認定することはできません。
- ・収入のある被扶養者の場合は、被保険者の年収を上回る方は、被扶養者として認定することはできません。

## 5.収入の範囲

健康保険でいう収入とは将来に向かってのものであり、過去のものではありません。収入確認の書類はあくまでも今後の1年間の収入を推定する為のものであり、その判断材料になる「過去・現時点・将来」に対して提出をお願いしております。

収入とは、以下にいう継続的なものを指し課税・非課税を問いません。

また現物を含む全ての総合所得(各控除前の所得額)です。

- ア 賃金・給与
- イ 恩給(非課税である場合が多いので、収入ではないと錯覚している場合が多い)
- ウ 年金(企業年金、厚生年金(老齢・障害・遺族)、共済年金、国民年金、労災による障害年金)
- エ 雇用保険からの給付(失業給付金、傷病手当)
- オ 健康保険からの給付(傷病手当金、出産手当金)
- カ 自営業、農業、林業収入
- キ 利子・配当金
- ク 生活保護収入
- ケ 雑収入(パート、アルバイト、内職等)
- コ 仕送りによる収入

【注意】

①不動産や株式等、一時的なもの、一度限りの臨時のものは収入とはみなしません。

例)退職金、株式の売却、資産・遺産相続等の臨時の収入

ただし、相続等により継続的に収入が得られる場合は収入とみなします。

②事業所得者等、確定申告(青色申告等)をしている方についての収入は課税証明書の金額がそのまま適用にはなりません。「健康保険でいう収入」と「税法上の収入」は同じではありません。

健康保険では、その事業に必要な不可欠なもの(=直接的必要経費:原材料費・人件費等)以外は経費として扱いません(減価償却費・青色申告特別控除・福利厚生費・交際費・消耗品・雑費等)。売上総収入から直接的必要経費のみ差し引いたものを個人収入として計上します。詳細は確定申告の収支内訳から確認しますが、最終的には当健保組合判断によります。

③義務教育者(中学卒業まで)の収入確認は不要とします。

## 6.被扶養者の国内居住要件

令和 2 年 4 月より、健康保険の被扶養者認定の要件に、国内居住要件が追加されました。日本国内に住所を有していない場合、令和 2 年 4 月 1 日以降は、原則として被扶養者の認定はされません。(海外留学等、一定の例外あり)

### ●国内居住要件の考え方について

住民基本台帳に住民登録されているかどうか(住民票があるかどうか)で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

※住民票が日本国内にあっても、海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。

### ●国内居住要件の例外

外国に一時的に留学している学生等、海外居住であっても日本国内に生活の基礎があると認められる場合は、例外として国内居住要件を満たすこととされます。

### 【例外として認められる事由と確認書類の例】

例外として認められる事例 (健康保険法施行規則第 37 条の 2)	確認書類の例 ※外国語の場合は日本語翻訳文(翻訳者の署名入)添付
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ(原則、家族帯同ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し ※海外勤務の方は、「介護保険 適用除外該当・非該当届」及び住民票(原本)により確認
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 ※ワーキングホリデー制度は 18 歳～30 歳まで。	ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し ※学生の場合は、「休学届」の写しも必要
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	状況により、事実を証明する書類

### ※当健保組合に問い合わせの多い例

「大学生の子どものワーキングホリデーは扶養と出来ますか。」

➔以下、厚労省のQ&Aのとおり扶養認定は可能です。ただし、ワーキングホリデー制度は 30 歳まで。添付書類には、ワーキングホリデービザ(写し)が必要です。また、学生の方は「休学届」の写しも必要です。

厚労省<国内居住要件に関するQ&A>

Q.「観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者」にワーキングホリデー制度の利用者は含まれるのか。

A.通常の就労ビザと異なり、ワーキングホリデー制度は主として休暇を過ごす意図を有するものと位置付けられておりワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認める。

また、職業訓練の目的で一時的に海外渡航する者については、例えばビザの内容から留学と同様であると判断できる場合など、就労を目的とした渡航とは言えない場合には、国内居住要件の例外として認める。

●国内居住者であっても、被扶養者と認められない場合

医療滞在ビザで来日した方、観光・保養を目的としたロングステイビザで来日した方については、国内居住であっても被扶養者として認定されません。

## 7.夫婦共同扶養

---

夫婦はその子や同居の家族に対して同等の扶養義務があるため、双方に収入がある場合(「夫婦共同扶養」といいます)は、収入が多い方の被扶養者となります。(令和3年4月30日保保発第2号)

●年間収入(過去の収入・現時点の収入・将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)が多い方の被扶養者とする。

●夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

●夫婦双方に関する年間収入の証明書類をもって、年間収入の多い方を確認する。

ただし、夫婦双方が当健保組合の被保険者である場合は、健保に届出の標準報酬月額及び賞与額から年間収入額を確認するため収入の証明書類は不要。いずれかの確認により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

●年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合は、年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除することとする。

## 8.優先扶養義務者

---

夫婦間や社会人になるまでの子を持つ親には法律上の強い扶養義務があります。被保険者と認定対象者の間に、より関係が強い扶養義務者がいる場合はその人の扶養義務が優先されます。優先的な扶養義務者に扶養能力がなかったり、被保険者と同等の扶養義務者がいたりする場合は、生計維持関係の実態や同居・別居の区別、関係する人をすべて含めた家族構成や収入の状況により総合的に判断します。

【優先扶養義務者の例】

- A. 認定対象者が「母」の場合は、その配偶者である「父」
- B. 認定対象者が「兄弟姉妹」の場合は、親である「両親」
- C. 認定対象者が「祖父母」の場合は、子である「両親」

## 9.短時間労働者(パートタイマー)の取扱い

---

1週間の所定労働時間および1ヵ月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上である場合は、勤務先の健康保険の加入対象となります。

なお、勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、以下の5つの条件にすべて該当する場合は勤務先の健康保険の加入対象となります。

- ①1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- ②雇用期間が2ヵ月を超えて(※1)見込まれること
- ③賃金の月額が8万8,000円以上であること
- ④学生(※2)でないこと
- ⑤常時50人を超える被保険者を使用する企業(特定適用事業所)または50人以下で加入について労使合意した企業に勤めていること

※1:当初の雇用期間が2ヵ月以内であっても、当該期間を超えて雇用されることが見込まれる場合は、雇用期間の当初から健康保険に加入となります。

※2:大学、高等学校、専修学校、各種学校(修業年限が1年以上の課程に限る)等に在学する学生。ただし、次の方は学生であっても健康保険の加入対象となります。

- ・卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- ・休学中の方
- ・大学の夜間学部および高校の夜間等の定時制の課程の方等

## 10. 認定日の考え方

当健保組合が認定対象者を被扶養者に認定する日は次のいずれかによる。

提出日	認定日
①事実が発生し、5日以内に被扶養者異動届を組合に提出	・原則として事実が発生した日とする。
②事実が発生し、6日以上経過して被扶養者異動届を組合に提出	・受理日が同月の場合・・・事実が発生した日を認定日とする。 ・受理日が翌月以降の場合・・・事実が発生した日とは異なり、受理月1日を認定日とする。
③認定対象者に関する添付書類の内容・不備等の確認に時間を要し、前項の①ないし②とすることが妥当でない場合	・原則として組合が認定した日とする。
④次の場合は、以下の事実発生日に合わせる <u>※ただし、速やかに提出すること</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆取得時・・・資格取得日</li> <li>◆出生・・・出生日</li> <li>◆結婚・・・婚姻日</li> </ul>	

※雇用保険(失業給付)・傷病手当金・出産手当金等を受給している(または受給終了)の場合  
雇用保険受給資格者証や健康保険決定通知書等により、受給終了日を確認。

原則、受給(支給)終了日の翌日が認定日となるが、上記②に該当の場合は受理日によっては翌月の1日が認定日となる。

## 11. 被扶養者認定申請時必要添付書類

(別表2)「被扶養者認定申請時必要添付書類」参照

(別表2)の添付書類等の他、個々の事由により健康保険組合が必要と認めた証明書等を別途提出いただくことがあります。(健康保険法施行規則第50条)

## 12.被扶養者資格調査

当健保組合では、毎年度被扶養者の方について、被扶養者の認定要件を満たしているか否かについての確認調査を行っています。(健康保険法施行規則第50条)

調査名	実施時期	調査内容
①学生調査	毎年4月～5月にかけて	進学・進級・就職を迎える学生について調査。 ※就職による削除等速やかに対応いただくため。
②被扶養者資格調査	毎年8月～9月にかけて	全被扶養者について、収入・国内居住要件を満たしているか調査。 ※夫婦共同扶養調査も含める。

## 13.扶養から外れるとき

当健保組合が削除対象者を被扶養者から削除する日は次のいずれかによる。

削除要件	削除日(証明書類)
①被扶養者(家族)が亡くなったとき	死亡日の翌日 ※死亡診断書・住民票・戸籍全部事項証明書等で死亡日確認
②被扶養者(家族)が就職したとき	新しい健康保険加入日 ※就職先の資格情報のお知らせにて新しい健康保険の資格取得日確認
③被扶養者(家族)が結婚したとき	婚姻日 ※住民票で結婚(入籍)日確認
④被扶養者(家族)の年間収入額が130万円(60歳以上または障害年金受給要件該当者は180万円)を超えるとき	超えることがわかった月の1日 ※申告時の確認書類なし。 ただし、後日資格情報のお知らせの写しを確認。
⑤月額3,612円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件該当者は5,000円)を超える給付金(失業保険・傷病手当金・出産手当金等)をもらう時	受給(支給)開始の初日 ※待期期間は含めない ※受給者証または決定通知書にて、支給開始日を確認。
⑥75歳に到達したとき	75歳誕生日
⑦その他、被扶養者該当の条件を満たさなくなったとき	状況により判断 ※必要書類によって確認

## 14.その他注意点

①原則、事実発生日より5日以内に「事業主経由」にて当健保組合に提出してください。

ただし、任意継続被保険者は当健保組合に郵送してください。(健康保険法施行規則第38条)

②書類はすべて揃ってから提出してください。

添付書類に不足があった場合、当健保組合では保管ができないため、返却いたします。

③就職等による扶養削除については、事実発生日(新しい健康保険への加入日)まで遡及して資格削除いたします。その間当健保組合の保険給付を受けている場合は、医療費の返還請求を行います。

※返還請求された医療費については、新しい健康保険組合へ療養費支給申請することが可能です。

④保険証(令和7年12月1日まで)／資格確認書の回収義務は事業主にあります。(健康保険法施行規則第51条)いずれも有効期限内のものについては、速やかに回収をお願いします。

ご家族については特に注意願います。お子様等は何もわからず保険証(令和7年12月1日まで)／資格確認書を使って保険診療を受けてしまうことが多々ありますので、被保険者を通じ、被扶養者資格削除後は当健保組合の保険証(令和7年12月1日まで)／資格確認書を使っての保険診療は受けられないことを必ずお知らせください。

※保険証は、令和6年12月2日法改正により、新規保険証の発行・再発行は廃止となっております。

発行済みの保険証の「使用経過措置期間」及び「回収が必要な期間」は令和7年12月1日までとなります。

⑤被扶養者異動届提出の際、以下の理由に当てはまる方に限り、「資格確認書(再)交付申請書」を添付してください。

- ・マイナンバーカードを紛失したため
- ・マイナンバーカードの更新手続き中のため
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため
- ・マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため
- ・マイナンバーカードを作っていないため
- ・マイナンバーカードを返納したため
- ・マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため
- ・資格確認書を滅失・棄損したため

※念のために持っておきたいという理由では、交付申請はできません。

※お子様が学校行事に参加の際は、「資格情報のお知らせ」のコピーまたはマイナポータルの画面やPDF印刷物で医療機関等にて資格確認が可能のため、「資格確認書」は不要です。

◎認定は総合的に勘案し、最終的には健保組合の判断で決定します。

◎健保組合が提出を求める必要添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格申請が無効・取り消しとなります。(健康保険法施行規則第50条)

#### 手引き適用開始

この「手引き」は、令和7年4月1日付扶養認定基準の改正に伴い新たに作成し、令和7年4月1日から適用する。

なお、従前の令和5年4月1日より適用している「手引き」は廃止とする。

# 被扶養対象者状況調査書(現況届)

※押印不要の為、下記確認欄に印が必要です。

決	常務理事	事務長	事務次長	担当
裁				

被扶養者届及び被扶養者申請書附属調査書

被保険者の	記号 番号	氏名	住所
被扶養者の認定 を受ける者の	氏名	性別 男・女	生年月日
		昭・平・令 ・ ・	被保険者 との続柄
			住所

**扶養の理由**

1. 扶養するまでの経過 (申請するまでの「被扶養者の認定を受ける者」の状態)

2. 被保険者が扶養しなければならない理由 (参考)障害等で就労できない場合もこちらに状況を詳しく記入

3. 「被扶養者の認定を受ける者」が親や兄弟姉妹の場合、被保険者以外に扶養義務のあるものがないか (参考)妻・子の場合は記入不要

**収入の有無**

4. 今年の収入について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 1月～現在までの収入(パート等) 円

無 ② 今後の収入見込額 円 合計 円

5. 商業を営んで得る収入について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 営業の場所  居住地と同じ  別の場所 ③ 1か月の売上 円

無 ② 営業の内容 ④ その他

6. その他の収入について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 退職金( 年 月 日退職) 円 ④ 株式売却等投資所得(年) 円

無 ② 家賃等不動産収入(1か月) 円 ⑤ 利子,配当(年) 円

③ 山林収入(年) 円 ⑥ 農業収入(年) 円

7. 年金、恩給について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 名称 年額 円

無 ② 名称 年額 円

8. 雇用保険失業給付について (参考)該当に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

受給申請はいたしません。

有 ① 支給期間 年 月 から 年 月 まで

予定 ② 支給金額 月額 円 合計 円

③ 受給終了日 年 月 日

9. 生活保護法の扶助について (参考)有・無に☑ ⇒ 有の場合、詳細を記入

有 ① 生活扶助 円

無 ② 医療扶助 円 合計 円

**※別居の方のみ**

10. 同居していない理由

11. 別居先にはどなたが暮らしていますか (参考)いずれか☑ ※被保険者からみた続柄で表示

被扶養者の認定を受ける者のみ  被扶養者の認定を受ける者及び以下の者

夫  妻  子  兄弟姉妹  孫  その他( )

12. 送金状況について→別途【扶養に関する申立書】に詳細記入してください (参考)①は記入、②はいずれか☑

① 被扶養者の認定を受ける者へ、毎月 円

② 送金方法  銀行振込(控え  有  無)  現金書留(控え  有  無)

**確認欄**

この届出については、①または②の要件を満たしたものである。※☑をお願いします。

①申請者本人(被保険者)が作成したものである。

②記載内容については誤りがないか申請者本人が確認している。

◎必ずすべて記入して下さい。未記入箇所がある場合、扶養認定ができないことがあります。

- (注意事項)
- ◎続柄には、実母・義母・長女・妻の連れ子等、続柄を詳しく記入してください。
  - (1.について)勤めていた者は、会社名、所在地、勤続年数( 年 月から 年 月まで)を、商業・農業に従事していた者は、従事しなくなった事情を記入
  - (2.について)障害等ある方は、現在の状況を記入
  - (3.について)例えば母を扶養する場合、被保険者に兄・姉がいて、被保険者と複数人で月々の生活費を出しあっているようなときはその状況や援助金額等を詳しく記入
  - (4.について)1月から現在までの収入については、会社勤務の実績のある者は当該期間の給与明細または源泉徴収票等を添付

**事業主証明欄**

上記の通り、相違ないことを証明します。

( 円 - ) 令和 年 月 日提出

事業所所在地

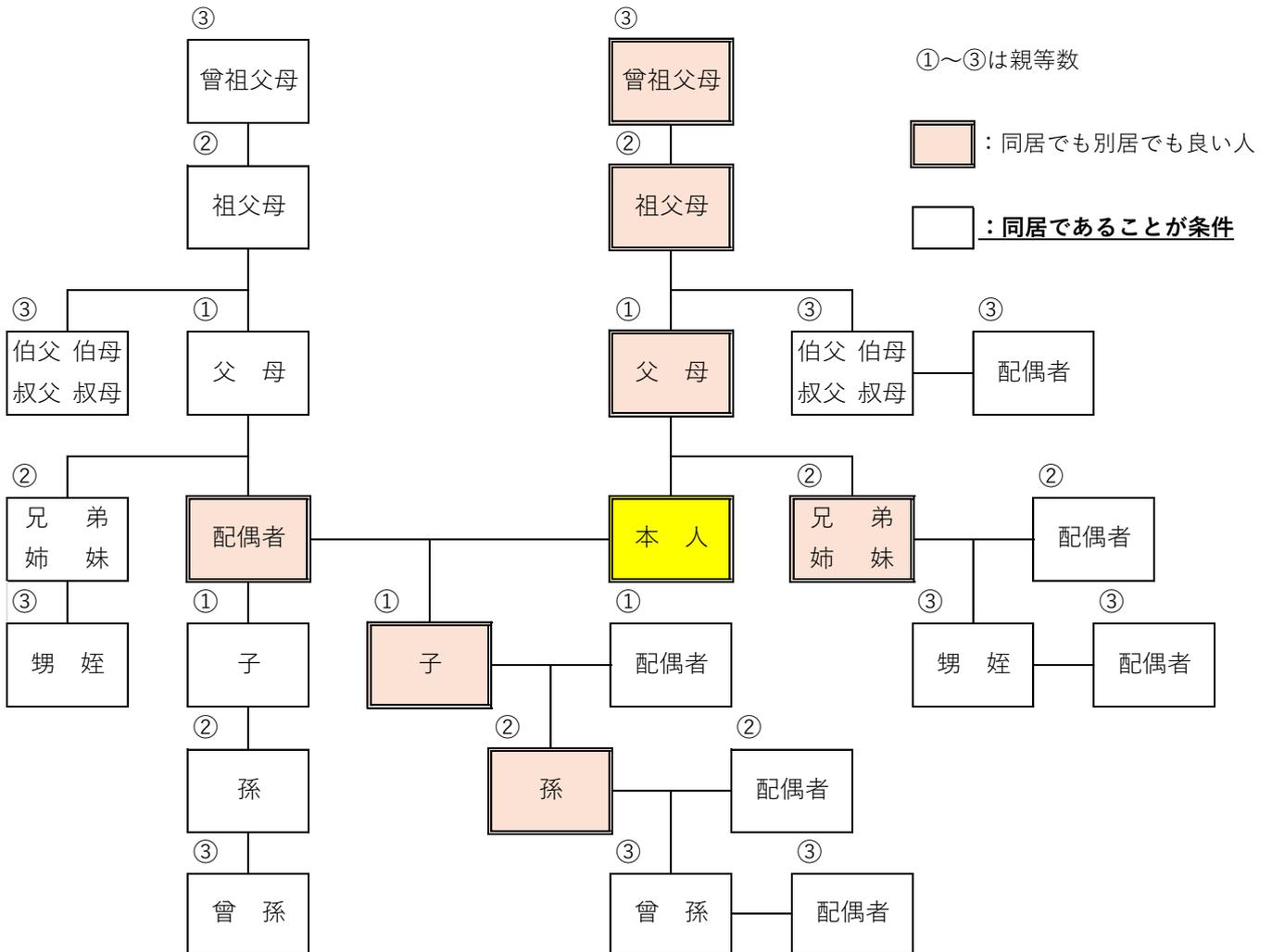
事業所名称

事業主氏名

電話番号 TEL ( )

# 被扶養者の範囲

被保険者により生計が維持されていることが必要



## 健康保険法

(定義) 第三条 7 項

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者その他この法律の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者は、この限りでない。

- 一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び兄弟姉妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 二 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 三 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
- 四 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

被扶養者認定申請時必要添付書類

対象者(健康保険法第3条第7項・昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号)	備考
<b>被扶養者の範囲</b> 被保険者と同一世帯でなくても良い人 ・配偶者 ・子(※1)、孫、兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属 被保険者と同一世帯が条件の人(※2) ・義父母 ・他の三親等以内の親族	※1.子を扶養する場合で、当組合の被扶養者でない配偶者に収入がある場合は、「夫婦共同扶養」に該当のため、別途調査が必要となります。 表下段の「夫婦共同扶養」を参考に、配偶者の収入のわかるものを添付してください。 ※2.もともと被保険者と同居しており、その後被保険者が単身赴任となった場合は同一世帯とみなす
<b>収入要件</b> 対象者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円)未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること ※別居の場合は、対象者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円)未満で、その額が被保険者からの仕送額より少ないこと	

下記の添付書類等、個々の事由により健康保険組合が必要と認めた証明書等を別途提出いただくことがあります。

※必要添付書類は「事業主経由」にてすべて揃った状態で、原則事実発生日より5日以内に提出してください。(健康保険法施行規則第38条)

※健保組合が提出を求める必要添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格申請が無効・取り消しとなります。(健康保険法施行規則第50条)

★この表の見方★ ①必ず提出する書類(全年齢) → ②収入について該当箇所を確認(中学卒業後の15歳以上) → ③状況に応じて該当箇所を確認(全年齢)

	必要書類	備考	書類の入手先	
<b>① 必須</b> 全年齢 ●必ず提出する書類	・健康保険被扶養者(異動)届 ・被扶養対象者状況調査書(現況届) ・住民票(原本)	※所定用紙 ※所定用紙 ※満15歳以下(中学校卒業まで)は不要 ※世帯全員(省略なしで続柄記載の全員分) ※直近3か月以内発行のもの(マイナンバーあり)	当健保組合HPまたは勤務先 当健保組合HPまたは勤務先 市区町村等 ※コンビニ等(マイナンバーカード利用)	
<b>② 収入</b> ※15歳以上・収入なし ※15歳以上とは中学卒業後	◇高校・大学・各種学校・予備校生 ◇無職・無収入 ※無職・宅浪等、病気療養以外の方 ◇前職退職による雇用保険関連 ・受給する意志あり ・受給終了した ・受給しない ・受給資格なし ・延長している ◆勤労収入がある方 (パート・アルバイト含む) ◆健康保険関連 ・「傷病手当金」または「出産手当金」 ◆前職退職による雇用保険関連 ・受給中 ◆自営業者 (個人事業主・不動産管理者・農業等) ◆年金受給者 (国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・企業・個人・恩給等すべての年金) ◆利子・配当・その他収入	・在学証明書(原本) または、学生証(写し) ・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ・健康保険資格喪失証明書(原本) ・雇用保険受給者資格証(写し・両面) ・雇用保険受給者資格証(写し・両面) ・退職証明書(原本) または、健康保険資格喪失証明書(原本) ・雇用保険受給延長申請書(控え・写し) ・給与明細書(写し) または、給与支払証明書(原本) ・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ・支給決定通知書等(写し) ・雇用保険受給者資格証(写し・両面) ・確定申告書(写し) ・所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ・年金改定通知書(写し) または、振込通知書(写し) ・最新の支払通知書(写し)	※在学証明書は直近3か月以内発行のもの ※学生証は当年度発行または有効期限がわかるもの ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※前職を退職した場合 ※60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。 ※受給(支給)終了の記載のあるもの ※受給延長していることがわかるもの ※連続した直近3か月分、対象者氏名・社名・金額がわかるもの ※勤労先発行の「給与支払証明書」は社印が押印されたもの ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。 ※60歳以上、障害者の方で5,000円以上は認定不可 ※日額が3,612円以上の場合は認定できません。 ※税務署提出の一式すべて ※従業員を雇って給料金を支払っている自営業者の方は認定できません。 ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの ※毎年6月に発送される直近のもの ※紛失の場合は再交付可能 ※関係書類一式(ただし、一括による臨時収入の場合は不要)	学校など 市区町村等 退職した会社または健保組合 ハローワーク ハローワーク 退職した会社 退職した会社または健保組合 ハローワーク 勤務先 市区町村等 健康保険組合または勤務先 ハローワーク 税務署 市区町村等 年金事務所 関係先
<b>③ 状況</b> 全年齢	結婚による申請 出生による申請 ひとり親による申請 収入増等による扶養異動の方の申請 ※夫→妻 ※妻→夫 被保険者と別居している人の申請 ※単身赴任・学生の場合は不要 被保険者以外に扶養義務者がいる場合 ※「母」「兄弟姉妹」「祖父母」等の申請 障害者の方の申請 病気療養中の方の申請 ワーキングホリデーの方の申請 外国籍の方の申請 事業を廃業した方の申請	・婚姻日が確認できる書類(原本) (受理証明書・戸籍全部事項証明書等) ・母子手帳(写し) ・生計維持関係の確認書(原本) ・被扶養対象者状況調査書(現況届) ・被扶養者削除証明書(写し) ・夫と妻の収入を証明する書類 ・直近3か月以上の送金証明書(写し) 「送金者名・受取人名・送金日・送金額」がわかるもの ・扶養義務者の収入を証明する書類 ・障害者手帳/療育手帳等(写し) ・医師等による証明書(原本) ・休学届(写し) ・ビザ(写し) ・在留カード(写し) ・事業廃業届(写し)	※直近3か月以内発行のもの ※住民票が間に合わない場合のみ対応とし、後日住民票(原本)提出が必須 ※当健保組合記入見本あり ※所定用紙にて未就学児も含め全年齢提出 ※「夫婦共同扶養」参考に、夫と妻の2人分 ※「被保険者の仕送り額>別居被扶養者の収入」であることを証明 ※「夫婦共同扶養」または「優先扶養義務」参考 ※手帳名・対象者氏名・有効期限等わかるページすべて ※年金受給中の方は、◆年金受給者の必要書類も必須 ※診断書等働くことができない直近の証明 ※休学届で「学生」であることを確認 ※ビザで就労のための渡航でないことを確認 ※有効期限内のもの ※有効期限が切れた場合は更新後のもの ※税務署提出の一式すべて	市区町村等 関係機関 当健保組合 勤務先または健康保険組合 関係機関 金融機関等 関係機関 市区町村等 医師等 学校など 関係機関 関係機関 税務署

**夫婦共同扶養**  
 ※「夫婦共同扶養」の場合の追加提出書類(当組合の被扶養者でない配偶者がいる場合)  
 ①前年度所得証明書(原本)または、課税・非課税証明書(原本) ※直近3か月以内発行で、金額等省略のないもの  
 ②当年度給与明細書の写し(連続した直近3か月分)  
 ③賞与明細書の写し(直近支給分) ※賞与がない場合は、②の余白にその旨記入してください。  
 (注意)②③は事業主による「給与支払(予定)証明書」(原本・社印あり)の提出でも可  
 【考え方】  
 夫婦共働きの場合は、原則年間収入の多い方の扶養となる。ただし、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。

**優先扶養義務**  
 ※「優先扶養義務」の場合の追加提出書類(被保険者以外に優先扶養義務のある方がいないか確認が必要)  
 「夫婦共同扶養」の①+②+③(該当者分以下、Aの場合は「父」の分)  
 ④世帯全員分の戸籍全部事項証明書(原本)または住民票(原本) ※直近3か月以内発行のもの  
 【優先扶養義務者の例】  
 A. 認定対象者が「母」の場合は、その配偶者である「父」  
 B. 認定対象者が「兄弟姉妹」の場合は、親である「両親」  
 C. 認定対象者が「祖父母」の場合は、子である「両親」  
 【考え方】  
 被保険者が「母」を扶養申請する場合は、「父」が「母」の優先扶養義務者となるため、謄本や収入関係書類によって「父」の状況確認。その後④にてその他家族の状況を確認し、被保険者が扶養する必要があるかどうかを総合的に判断する。

【問い合わせ先】健保組合への問い合わせはメールにてお願いします。DM三井製糖グループ健康保険組合 kenpo@msdm-hd.com

【書類提出先】すべて事業主経由にて健保組合へ提出となります。※任意継続被保険者のみ、健保組合へ郵送してください。

## 適用に関する主な事務手続き

被保険者、被扶養者の適用に関わる主な事務手続きは次のとおりである。

事例		届出・申請書の名称	提出期日
被 保 険 者	従業員を採用したとき	被保険者 資格取得届	5日以内
	被保険者が退職又は死亡したとき	被保険者 資格喪失届	5日以内
	被保険者（被扶養者）の住所に変更があったとき	被保険者 住所変更届	直ちに
	被保険者の氏名に変更や誤りがあったとき	被保険者 氏名変更届	直ちに
	被保険者の生年月日に誤りがあったとき	被保険者 生年月日変更届	その都度
	被保険者が育児休業または育児休業の制度に準ずる休業を取得したとき、またはその終了予定日を延長するとき	育児休業等取得者申請届（新規・延長）	直ちに
	被保険者が育児休業または育児休業の制度に準ずる休業を終了予定日より前に終了するとき	育児休業等取得者修了届	直ちに
	被保険者が75歳になったとき	被保険者 資格喪失届	5日以内
	被保険者が刑事施設に収容（出所した）されたとき	健康保険法第118条第1項 該当（非該当）届	5日以内
	事業所を退職してからも引続き健康保険の被保険者となっていたいとき	健康保険任意継続被保険者取得申請書	20日以内
40歳以上で海外居住者（国内居住者）となったとき	介護保険 該当・非該当届	その都度	
被扶養者	被保険者に被扶養者がいるとき、被扶養者に異動があったとき ※●健康保険被扶養者（異動）届の提出参照	被扶養者（異動）届	5日以内

## 被扶養者についての手続き

被扶養者がいる場合には、事業主を通じて保険者等に届出ます。届出がないと、被扶養者として保険者等から認定されず健康保険の給付が受けられません。また被扶養者に異動があったときも同様に保険者等に届出ます。（\*保険者等：健康保険組合等）

## ● 健康保険被扶養者（異動）届の提出

次の時は5日以内に「健康保険被扶養者（異動）届」に被保険者と続柄、年齢、届出事由に応じて必要な添付書類を添え、事業主を経由して提出します。

- ① 新たに採用した従業員に被扶養者がいるとき
- ② 結婚や出産などにより新たに被扶養者が増えたとき
- ③ 配偶者や子が就職して被扶養者でなくなったとき
- ④ 配偶者が退職等により被扶養者になったとき
- ⑤ 被扶養者が亡くなったとき
- ⑥ 被扶養者が75歳になったとき
- ⑦ 被扶養者が65歳以上75歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたとき
- ⑧ その他被扶養者認定基準を満たさなくなったとき（満たすことになったとき）

一般的な扶養認定基準と異動日について

ケース及び添付書類	異動日（認定日）
★「被扶養者（異動）届」「被扶養対象者状況調査書(現況届)」「住民票」は加入手続き時に全員提出	
<b>1.出生の場合</b>	出生日 ・遡り認定するが速やかに手続き
<b>2.結婚、入籍の場合</b>	婚姻日 ・遡り認定するが速やかに手続き
1) 手続き日時点で無就労の場合 前年度の所得証明書または非課税（課税）証明書、 1年以内の退職の場合は退職証明書	婚姻日 ・遡り認定するが速やかに手続き
2) 継続し就労する場合（パート・自営等問わず）	認定しない（出来ない）
①年間収入が130万円以上	婚姻日 ・遡り認定するが速やかに手続き 注）短時間労働者を除く
②年間収入が130万円未満（パート・自営等） 前年度の所得証明書または非課税（課税）証明書、 現在の収入証明書（直近の3か月分の給与・賞与明細書の写し）	
<b>3.退職の場合</b>	
1) 失業保険を受給しない場合 被扶養対象者状況調査書(現況届)の「受給しない」に☑	申請日 ・月をまたぐ場合は届出月の1日
2) 失業保険を受給する場合	申請日 ・月をまたぐ場合は届出月の1日
①待機期間（会社都合、自己都合により待機期間差あり） 退職証明書、雇用保険受給資格者証（写）提出	
②受給期間中	扶養継続
イ.日額3,612円未満の場合（限度額以内） 雇用保険受給資格者証（写）提出	
ロ.日額3,612円以上の場合（限度額超） 雇用保険受給資格者証（写）提出	受給開始日で異動届提出し外れる
③ロ.の場合で受給満了し、継続し無就労の場合 受給満了届（写）・・・満了日前に写しで提出可能	受給満了日の翌日に異動届提出し認定 ・月をまたぐ場合は届出月の1日
3) 自営、パート当兼務していたが、パート退職により継続した収入が確実に130万円未満となる場合 退職証明書、勤務先の直近の3か月分の給与・賞与明細書の写し 注1) 継続した収入が130万円を超えるケースが発生しそうな場合 注2) 継続した収入が130万円を超えるケースが発生し、手続きを怠った場合 （スポット的パートで継続性はないが、異動日以降1年間の収入が130万円を超えた場合を含む）	申請日 ・月をまたぐ場合は届出月の1日  130万円を超えた月初を異動日とする ・異動日に遡り認定取消し、医療費返還 ・もしくは、発生時以降収入の有無を問わず最低1年間は扶養認定
<b>4.扶養認定中の者が就職した場合</b>	
1) 収入が130万円未満のパートの場合	扶養継続
2) 収入が130万円未満であるが短時間労働者に該当する場合	就職日を異動日とし異動届提出し外れる
3) 収入が130万円以上ある場合	就職日を異動日とし異動届提出し外れる
<b>5.例外的なケース</b>	
1) 被扶養者で22歳以上となり、収入が一定額未満の場合	
①大学・院等の在学者 在学証明書または学生証（写し）、所得証明書または非課税（課税）証明書	扶養継続
②無職・無収入の者 イ.療養中により医師等による就労不能等の診断書または証明書	扶養継続
ロ.上記イの診断書等の提出ができないものは、「扶養認定に関する申出書」	扶養継続
2) その他のケースについては、都度ご相談ください。	